

議案第 6 2 号

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町特定個人情報保護条例（平成 2 7 年大口町条例第 2 2 号）第 3 6 条に規定する不服申立てに係る諮問機関として大口町情報公開・個人情報保護審査会を定めたことに伴い、保有特定個人情報に関し審査会が行う調査審議等必要な事項を定めるため、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年大口町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び大口町個人情報保護条例」を「、大口町個人情報保護条例」に改め、「第42条」の次に「及び大口町特定個人情報保護条例（平成27年大口町条例第22号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第36条」を加える。

第3条第1号中「又は個人情報保護条例第42条」を「、個人情報保護条例第42条又は特定個人情報保護条例第36条」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 保有特定個人情報 特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有特定個人情報のうち、同条例第17条第1項、同条第2項、第26条第1項、同条第2項、第33条第1項及び同条第2項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有特定個人情報をいう。

第7条第1項中「情報又は保有個人情報」を「情報、保有個人情報又は保有特定個人情報」に改める。

第13条中「及び個人情報」を「、個人情報及び特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第15条、<u>大口町個人情報保護条例</u>（平成16年大口町条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）第42条及び<u>大口町特定個人情報保護条例</u>（平成27年大口町条例第22号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第36条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、審査会を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 諮問実施機関 <u>情報公開条例第15条、個人情報保護条例第42条又は特定個人情報保護条例第36条の規定により審査会に諮問をした実施機関</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報のうち、同条例第22条第1項、同条第2項、第32条第1項、同条第2項、第39条第1項及び同条第2項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。</p> <p>(4) <u>保有特定個人情報 特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有特定個人情報のうち、同条例第17条第1項、同条第2項、第26条第1項、同条第2項、第33条第1項及び同条第2項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有特定個人情報をいう。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第15条及び<u>大口町個人情報保護条例</u>（平成16年大口町条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）第42条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、審査会を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 諮問実施機関 <u>情報公開条例第15条又は個人情報保護条例第42条の規定により審査会に諮問をした実施機関</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報のうち、同条例第22条第1項、同条第2項、第32条第1項、同条第2項、第39条第1項及び同条第2項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。</p>

新	旧
<p>(不服申立てにおける審査会の調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>情報、保有個人情報又は保有特定個人情報</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された<u>情報、保有個人情報又は保有特定個人情報</u>の公開及び開示を請求することはできない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(不服申立てにおける審査会の調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>情報又は保有個人情報</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された<u>情報又は保有個人情報</u>の公開及び開示を請求することはできない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(諮問実施機関への意見)</p> <p>第13条 審査会は、第2条に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、<u>情報公開、個人情報及び特定個人情報</u>の保護に関する事項について、<u>諮問実施機関</u>に意見を述べることができる。</p>	<p>(諮問実施機関への意見)</p> <p>第13条 審査会は、第2条に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、<u>情報公開及び個人情報</u>の保護に関する事項について、<u>諮問実施機関</u>に意見を述べることができる。</p>